

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

中野市長 湯本 隆英

市町村名 (市町村コード)	中野市 (20211)
地域名 (地域内農業集落名)	日野地区 (間山、新野、高遠、更科)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

日野地区では、人口減少・高齢化の進行に伴い、農家人口も減少、高齢化が進んでいる。農地は平坦部から山裾の丘陵部に至るまで広く分布し、リンゴやブドウ等の果樹や水稲、野菜など多くの品目が生産されている。農家の高齢化に伴い、丘陵部上段地域では農作業の負担も大きくなり、耕作されない農地が増えている。消費者ニーズの変化や温暖化による既存作物への影響が懸念される中、新たな品目の開発や担い手の確保などが課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

果樹や水稲、野菜等既存の農産物の栽培を引きつづき行っていく他、付加価値の高い品目や気候変化に対応した品目の研究・開発をJA等関係機関と連携しながら取り組んでいく。日野地区は、農地の集約化を進めつつも、地区内人口だけでは農業者が不足していることから他の地区、他の自治体、外国人など、地区外からの担い手も視野に入れながら後継者や農作業支援者を確保していく。さらに地域農業に関する情報を共有する為、担い手や農地所有者が集う場を地域が主体となり定期的に開催する。中山間地域等直接支払制度の集落協定対象エリアについては、協定参加者が中心となり、農業生産活動等を継続するための活動を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	205.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	165.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は隣地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。地域計画策定当初から、農業上の利用が行われる農用地の区域の全ての農地に、将来の担い手を位置付けることは困難であることから、今後、地域での話し合いを継続し、段階的に追加及び見直しを行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
日野地区のうち、まずは間山地区、更科地区の農地について、経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構の活用を推進していく。 また、傾斜地にある農地については、農地の集積・集約が困難な場所もあることから、現在の耕作者が規模縮小や離農を検討する際、近隣の担い手や新規就農者への集積・集約を推進するものとする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用の推進にあたっては、メリットをわかりやすく説明する等、周知方法の工夫に努めるとともに、継続的な情報提供を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
日野地区の農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道や水路の整備及び改修を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、中野市及びJA等と連携し、農業体験や相談体制、情報収集と発信に努め、新たな担い手が早期に安定経営できるよう切れ目なく支援に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業委託に関する取組については、今後地域において検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地区内農地における有害鳥獣の被害を軽減するため、中野市やJAと連携し、電気柵の設置や、必要に応じて有害鳥獣の捕獲を行うなど、農作物や人身への被害発生の防止に取り組む。
⑦農地情報や農業就業者に係る情報について、農業委員会と中野市等が連携して適正に収集・管理するとともに必要に応じて情報発信して農地活用や担い手の確保に取り組む。また、中山間地域等直接支払交付金の対象エリアについては、地域が主体となり、農業生産活動、多面的機能を増進する活動を行い、農地を適切に保全・管理する。
⑧生産性向上を目指し、農地への進入路の整備、ため池・水路等の整備や改修を検討し、担い手が参入しやすい営農環境を構築する。

